

## 釈教歌発達の歴史的意義

——序説 「国風文化」考察の手がかりとして——

東 館 紹 見

本報告は、平安中期に開花した「国風文化」と呼ばれる文化の歴史的な位置づけを試みるに際し、その重要な要素の一つである釈教歌、すなわち仏教的内容を詠み込んだ和歌の発達に注目し、その歴史的意義を考えてみようとするものである。

「国風文化」は、長く、鎌倉時代以降の「中世」武家の時代の文化」を形成する前提として、「衰退しつつある貴族（公家）・既存の仏教勢力（寺社）」によって生み出された文化」とされ、その繊細・優美・華麗な側面が強調される一方で、多くの場合、新たな時代に対応する積極的な内容を欠いた、どちらかといえば退嬰的な性格の色濃い文化として位置づけられてきた。しかし、中世という時代をも

つばら荷なつたのが、武家勢力であったという見方は、近年ではもはや通用していない。すなわち、平安中期以後の日本中世の国家体制を、土地の私有化の進展とその集積を前提とした、公家・寺社・武家等の諸権門（大荘園領主）による相互補完的な国家体制であったとする「権門体制論」が提起されて以来、この時期の貴族・寺社に対する見方も既に大きく変化を遂げている。当然、こうした動きが顕著に見られ始めた平安中期における文化面での動向についても、従来のいわば定説化された見方を再検討し、貴族（公家）・寺社が新たな支配勢力として生まれ変わる時期の諸事象として、これを創造した彼らの意図に留意しつつ、改めて歴史的な位置づけを行なう必要がある。

本報告で考察の対象とする釈教歌は、十世紀後半から十一世紀初頭にかけての時期に質・量ともに著しい発達を見たが、この時期はまさに上述の「国風文化」の開花期に当たる。また、釈教歌がその内容とする和歌と仏教は、「国風文化」を構成する諸要素・諸特徴（和歌和文・仏教・種々の儀礼の発達や、住居・服飾・書法の「和様化」等）の中にあつて、最も注目され重視されてきたものである。こうした点よりしても、釈教歌の内容・性格の検討は、この時期の文化の果たした歴史的意義を考察する上で重要な

課題であると考えられる。

この釈教歌は、従来、主として作者およびその周辺の、内面ことに宗教的心情の表出として捉えられるべきものとみなされ、かかる視点から解釈・研究がなされてきている。文学作品を作者自身の内面的な思想・心情を表現し他者の感情や情緒に訴えかけるものとする、現今の主流的な位置にある国文学研究の視点からすれば、こうした研究が蓄積されることは至当なことであろう。しかし同時に、前近代、ことに本稿で検討しようとする平安期における文学は、単に作者自身の思想・心情の表出にとどまらない意味を有していたことも、また事実である。既に漢文学研究者によって早くから指摘されているように、平安期の文学は、当該時代における政治や社会のあるべき姿を文章によって表現し、社会に認知させてゆこうとする「文章経国思想」の強い影響下にあった。この時期の文学は、作者である貴族・支配層の個人的内面的思想・心情の表出という目的で述べられるだけでなく、社会・国家体制のあるべき姿の表現、すなわち支配層による時代社会への認識や、支配に関する思想の表現という目的においても、述作がなされるものだったのである。釈教歌研究においても、この点に留意しつつ、政治史や社会経済史等の動向と関連させ、思想史・文

史的側面での考察を深化させる必要があるものと思われる。

承和九年(八四二)七月、律令体制再編を強く指向した嵯峨上皇が死去すると、直後に承和の変が起る。これにより著名な文人官僚である橘逸勢らが排斥され、藤原良房を外戚とする道康親王(後の文徳天皇)が立太子して、北家藤原氏を中心とする政治が展開してゆくことになる。この事件は、単に藤原氏による他氏排斥事件と考えられるべきものではない。入唐して唐風の政治・文化を学んだ橘逸勢が排斥されたことに象徴されるように、その背景には、在地有力層の成長、唐制を移入した律令政治の行き詰まりという当時の支配の現状を踏まえた、新たな支配のあり方を模索する政治的意図が考えられる。そして、そうした社会の実情とあるべき政治の姿を表現する文学として登場してきたのが、和歌・和文であった。

嘉祥二年(八四九)三月、藤原氏の氏寺興福寺の僧によってなされた宮中での長歌奉献は、そのような意味での、新たな時代における和歌・和文の役割への期待を象徴する動きである。ここで僧らは、律令体制再編の拠り所となる唐風や儒教、およびそれらを表現してきた漢詩・漢文といった文学的表現を補う存在として、和歌・和文の復権を主

張している。律令体制再編を期した嵯峨上皇の在世時、漢詩・漢文の高揚が、文章経国思想の表現としてなされたことを考えれば、上述の長歌奉獻は、儒教や漢詩・漢文では表現しきれない社会・政治のあり方の表現手段として和歌・和文を位置づけようとする、明確な意図のもとに行なわれたデモンストレーションであったといえよう。さらにその二年後、藤原良房が自邸で先帝仁明追善の法華講会を開催し、その席上で列席の貴族たちに漢詩と和歌を併せ詠じさせている動きも見逃せない。すなわちここでは、表現手段としての漢詩と和歌が同等の重みを持たされている。またそれらが、仏教的な集会である法華講会の場で詠じられた点にも留意すべきであろう。

右の動向を経て、延喜五年(九〇五)、初の勅撰和歌集として『古今和歌集』が成立する。同集には、漢文の序である「真名序」と和文の序である「仮名序」がほぼ同義の内容をもって併置され、そこには、「力を入れずして天下を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男女のなかをもやはらげ、猛き武士の心をもなくさむるは、歌なり」(同仮名序)といった、まさしく「文章経国思想の国風の展開」ともいえるべき表現によって、編纂の意図が明示されている。同じ頃、新たな時代社会のあり方を踏まえ、

これを象徴的に表現しようとした作品として物語が登場し、また漢詩・漢文も、同様に新たな時代社会のあり方を認め、表現するものへと性格が変化してゆく。

一〇世紀後半期になると、かかる文学の性格・表現内容の変化を受けて、更にこれに仏教的な内容が加味されてゆくようになる。その重要な画期となったのが、康保元年(九六四)三月に、大学寮文章道の学生と比叡山の僧侶各々二〇名ずつが集って、法華経の講説と阿弥陀念仏、釈教の漢詩文の製作を始めた、勸学会という仏事であった。この会は、研究史上、永く無常観を抱き現世的価値観を否定しようとした人々による信仰運動、念仏結社とされてきた。しかし、その後の文人を含めた貴族層の動向からは、律令体制やその思想的背景である儒教のみによってほはや説明も現実の支配も不可能な社会状況のもと、これを補完すべき思想として仏教の「平等」思想に注目していった形跡が見て取れる。また一方の参加者である僧侶にとっても、仏教界の世俗社会での活動の活発化に伴う必要性から、文学的側面を含めた表現領域の拡張が課題とされていた。勸学会は、そうした貴族・僧侶双方の現実的な関心が交叉したところに成立したのであり、仏教勢力の変化・発達を踏まえ、いわば先述の「文章経国思想の国風の展開」に、

更に仏教的思想内容を加味しようとした試みであったと思われる。

これ以後、勸学会の参加メンバーによって『三宝絵詞』『日本往生極楽記』等が著わされて、仏教的世界観に基づき諸事象・人物の位置づけが活発に行なわれ、仏教的内容を持つ文学作品の位置も徐々に定まってゆく。かかる時期を経て、和歌による仏教的内容の表現を自らの文化的活動に積極的に取り入れたのが、藤原道長であった。道長は長保四年(一〇〇二)から万寿四年(一〇二七)死去までの二五年間、毎年一か月間にわたり、自邸およびこれに隣接して建立した法成寺において、法華経の内容を講説・論義・聴聞する法華三十講を催した。ここでは、文章道・文学に属する漢詩・和歌の詠作や、明経道(儒教)・明法道(法学)・算道(数学)等の諸道の講説・論義もなされている。また道長が開催に深く関与した姉詮子追善の讚法華経廿八品和歌会では、その願文に「請うらくは、この歌詠をして、兼ねて聖代(詮子所生の一条天皇)の一乗を弘むることを知らしめん」とあり、新たに支配思想として用いた始めた仏教思想によって、当該期に即応した「文章経国」を果たしてゆこうとする意図が顕著にうかがわれる。

この時期がいわば第二の画期となり、和泉式部・紫式

部・赤染衛門・藤原公任といった、道長に近い貴族・歌人によって釈教歌が続々と詠作されてゆくようになる。これら歌人の多くが女性である点は、この時期の貴族社会で女性の果たした役割を考えた時、興味深い。また、道長の父兼家の時代から息子頼通の時代まで五七年間にわたって賀茂社の齋院を務めた選子内親王が、最初の独立した釈教歌集である『発心和歌集』(一〇二二年成立)をまとめたことも、女性や和歌・神祇等と仏教との新たな関係を構築してゆく動きとして看過できない。これらの釈教歌には、宗教的心情を表現したものだけでなく、仏教経典や教えの内容の説明に主眼を置くものも多く、従来、「釈教歌の文学的価値・宗教的境界の低さ」が指摘されることもあった。しかし右に述べてきた点からすれば、それらを支配層としての貴族たちが各々の立場から説明・表現しようとした、その意図について、改めて検討する必要がある。

かかる動向の中で、勅撰和歌集の第三である『拾遺和歌集』(一〇〇五―七年頃成立か)において、「哀傷」の部に、聖徳太子や行基、光明皇后、空也といった仏教史上著名な人物の作と伝えられる釈教歌等二〇余首が収載され、釈教歌による日本仏教史の通観およびその当該時代社会における位置づけの定立化がはかられている。その後、勅撰第四

『後拾遺和歌集』(一〇八六年成立)で「雑六」に小部立として「釈教」が設けられ、同第五『千載和歌集』(一一八八年成立)に至って、一つの巻全部が「釈教歌」の部立のもと編集されるに至るのである。

以上の動向を見ても明らかのように、釈教歌は、平安中期以後、新たな時代に支配層としての立場を明確にした貴族(公家)・既存の仏教勢力(寺社)によって、時代のあべき姿を表現する有力な手段として用いられたとみなすべきものと思われる。本報告では、紙数の関係上、「国風文化」における釈教歌の位置づけについての粗略な見通しを述べるに止まった。その具体的な内容の公表は後日を期したいと思う。